

第101回安来市議会定例会 12月定例会議

提出議案等概要説明書

今議会に提出する議案 36件

■ 12月1日提出議案

【議決案件】 条例案件 16件

議第2号 安来市個人情報保護法施行条例制定について

改正個人情報保護法により、地方自治体独自の条例が不要となり、個人情報の保護については、官民間わず法律の規定によることとなった。そのため、自己の個人情報の開示請求の手数料等、地方自治体で独自に定める必要があるものについて、新たに条例を制定するもの。
あわせて安来市個人情報保護条例を廃止するもの。

議第3号 安来市個人情報保護審査会条例制定について

議第2号と同様に安来市個人情報保護条例を廃止することにより、旧条例で定めていた安来市個人情報保護審査会の設置に関し、必要な事項を定めるため条例を制定するもの。

議第4号 安来市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について

議第2号と同様に安来市個人情報保護条例を廃止することにより、他の条例の文言整理を行うため改正を行うもの。

議第5号 安来市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

LGBTQ（性的マイノリティ）に配慮するため、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から「男女の別」を削除する改正を行うもの。

議第6号 安来市防災会議条例の一部を改正する条例制定について

水防計画の策定に関する具体的事項を明記するとともに、防災会議委員の任期を2年に延長し、会議の更なる充実及び安定的な運営を図るため改正を行うもの。

議第 7 号 安来市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

地方公務員法の一部改正等により、地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、現行の条例に規定する定年年齢や再任用制度等について改正を行うもの。

議第 8 号 安来市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について

地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、新たに高齢者部分休業の制度を設け、必要な事項を定めるため条例を制定するもの。

議第 9 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議第 7 号と同様に法改正に伴い、他の条例についても所要な改正を行うもの。

議第 10 号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の改正により、関係手数料等の改正を行うもの。
また、コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機から住民票の写し等を取得できるサービス（コンビニ交付サービス）を利用する際の交付手数料を減額し、付加価値を高めることでマイナンバーカードの取得率向上を図るため改正を行うもの。

議第 11 号 安来市学校給食費徴収条例制定について

学校給食費の公会計化に伴い、市における学校給食費の徴収等に関し、新たに条例を制定するもの。

議第 12 号 安来市加納美術館条例の一部を改正する条例制定について

博物館法の改正により、「公立博物館の設置に関する事項は地方公共団体の条例で定める」とする条項が削除されたため、根拠条例としていた法の記載を削除する改正を行うもの。

議第 13 号 安来市立大塚隣保館設置条例を廃止する条例制定について

現在実施している事業を機能移転という形で他の施設で継続し、隣保館としての機能を今年度末をもって終えるため、条例を廃止するもの。

議第 1 4 号 安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体として、都道府県知事に加え指定都市及び中核市の長が追加されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

議第 1 5 号 安来市放課後児童クラブ条例制定について

令和 5 年度から入所決定事務及び利用料徴収事務を各児童クラブから市に移管するとともに、利用料金の統一を図るなど、放課後児童クラブの実施方法の見直しを行うため、新たに条例を制定するもの。

議第 1 6 号 安来市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について

市内企業における事業拡張や企業誘致を促進するため、工場用地の緑地及び環境施設の面積割合を国の基準範囲内で最大限緩和し、地場産業の活性化を図るため改正を行うもの。

議第 1 7 号 安来市公営住宅条例の一部を改正する条例制定について

市営長谷津団地については、入居者が退去した区画から民間に譲渡を行い住宅用地として活用するため、その住戸の用途廃止を行うための改正を行うもの。

【議決案件】指定管理者の指定 2 件

議第 1 8 号 指定管理者の指定について

指定施設 伯太運動広場
指定管理者 安来市伯太町安田中 150 番地 7
株式会社伯水工務店 代表取締役 岩崎 政紀
指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議第 1 9 号 指定管理者の指定について

指定施設 広瀬中央公園
指定管理者 鳥取県米子市米原八丁目 11 番 49 号
株式会社 TKSS 代表取締役 田中 富士夫
指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

【議決案件】 契約案件 1 件

議第 2 0 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

契約の件名	布部発電所発電施設機器製作据付工事
契約の金額	変更前 200,880,000 円
	変更後 221,263,362 円

【議決案件】 予算案件 4 件

議第 2 1 号 令和 4 年度安来市一般会計補正予算（第 7 号）

補正額	257,000 千円
補正後予算額	26,498,000 千円
繰越明許費	4 件の設定
債務負担行為の補正	3 件の追加
地方債の補正	16,100 千円の増額

【歳入】

・ 地方特例交付金	3,345 千円
・ 地方交付税	98,084 千円
・ 分担金及び負担金	800 千円
・ 国庫支出金	5,685 千円
・ 県支出金	6,855 千円
・ 繰越金	123,641 千円
・ 諸収入	2,490 千円
・ 市債	16,100 千円

【主な歳出】

・ 福祉総合相談窓口設置事業	2,174 千円
・ 社会福祉施設整備費補助事業	3,537 千円
・ 有害鳥獣駆除事業	3,388 千円
・ 住宅団地促進事業	20,851 千円
・ 市営長谷津団地譲渡負担金費	債務負担行為
・ 小中学校危険樹木伐採事業	3,594 千円

議第 2 2 号 令和 4 年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

補正額	285,713 千円
補正後予算額	4,177,651 千円

議第 2 3 号 令和 4 年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

補正額	1,947 千円
補正後予算額	5,381,553 千円

議第 2 4 号 令和 4 年度安来市水道事業会計補正予算（第 2 号）

水道事業収益	補正額	5,051 千円
	補正後予算額	1,092,533 千円
水道事業費用	補正額	19,855 千円
	補正後予算額	1,137,414 千円
資本的収入	補正額	△12,918 千円
	補正後予算額	352,910 千円
資本的支出	補正額	△2,625 千円
	補正後予算額	900,517 千円

【報告案件】 1 件

報第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について

■議案その2（定例会議初日に提出）

【議決案件】 条例案件 2件

- ・安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- ・安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について

【議決案件】 予算案件 7件

- ・令和4年度安来市一般会計補正予算（第8号）
- ・令和4年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- ・令和4年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- ・令和4年度安来市電気事業特別会計補正予算（第2号）
- ・令和4年度安来市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- ・令和4年度安来市水道事業会計補正予算（第3号）
- ・令和4年度安来市下水道事業会計補正予算（第2号）

人事院勧告に準じて、若年層の給与及び勤勉手当を増額するもの。